

配偶者暴力防止法に基づく基本方針の改定

(平成20年1月11日官報告示)

◆ 経緯

- ・ 配偶者暴力防止法においては、都道府県基本計画・市町村基本計画の指針として、内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」）を定めることとされている。
- ・ 現行の基本方針は、平成16年12月（平成16年改正法の施行と同日）に策定（内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号）。
- ・ 平成19年7月に、市町村基本計画策定の努力義務等を内容とする法改正が行われたこと、また、基本方針に定める見直しの時期を迎えていることを踏まえ、平成20年1月11日の改正法施行に合わせ改定を行う。
- ・ 主務官庁である内閣府、警察庁、法務省及び厚生労働省が、関係行政機関である総務省、外務省、文部科学省及び国土交通省に協議の上策定。検討の過程では、民間団体等関係者から広く意見を聴取するとともに、国民からの意見募集を実施。

◆ 改定のポイント

1 法改正を踏まえた都道府県、市町村の役割の明確化

都道府県と市町村の役割に関する基本的な考え方を提示。ただし、地域の実情に合った適切な役割分担となるよう、都道府県と市町村の間で協議が必要。

＜都道府県：被害者の支援における中核＞

- ・ 一時保護
- ・ 市町村への支援
- ・ 職務関係者の研修等広域的な施策 等

＜市町村：身近な行政主体としての窓口＞

- ・ 相談窓口の設置
- ・ 緊急時における安全の確保
- ・ 地域における継続的な自立支援 等

2 先駆的な取組の提示

先駆的な都道府県・市町村における好事例を、望ましい取組として提示。

(1) 関係機関との手続における被害者の支援

自立支援に必要な諸手続に係る一元化（関係機関の共通様式を設けることや、一か所に複数の部局の職員が出向くことで、並行して複数の手続を進行）や同行支援を行うことが望ましい。

(2) 関連する地域ネットワークの活用

配偶者からの暴力と関連の深い分野における既存のネットワークとの連携や統合により、関連施策との連携協力を効果的・効率的に進めることが望ましい。

3 女性に対する暴力に関する専門調査会の報告書等を踏まえた内容の充実

(1) 都道府県・市町村基本計画における基本的視点

被害者の立場に立った切れ目のない支援など、都道府県及び市町村が基本計画を策定するに当たっての基本的な考え方を提示。

(2) 保護命令の発令後等における被害者の安全の確保

保護命令の発令後に、支援センターと警察等関係機関が連携し、被害者の安全の確保に努めることが必要であることを記述。

(3) 教育啓発等

若年層を対象とした啓発活動や、子どもの保育、予防接種等の取扱いに関する配慮、支援センターと学校等関係機関との連携について記述。

(4) 基本方針の実施状況の評価

施策の実施状況の把握・評価を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするを記述。